

4月20日（日）夕

こんばんは。

浜中消防署よりお知らせいたします。

本日から4月30日までの11日間、全道一斉に春の火災予防運動が実施されます。

この時期は、特に空気が乾燥し風も強く、火災が発生しやすい季節となります。

浜中町では、過去にもこの時期にゴミ焼きによる火災が多発しています。

ゴミ焼きは、法律により禁止されている行為です。絶対にやめましょう。

また、住宅火災警報器の設置が義務化されてからまもなく18年が経過します。

住宅火災警報器の交換期限はおおむね10年が目安となっておりますので、設置しているご家庭は点検をして動作するか確認しましょう。

まだ設置していないご家庭では、お早めに住宅用火災警報器を設置しましょう。

住宅火災警報器に関する相談などがございましたら、浜中消防署、電話番号62-2150までご連絡ください。

つづいて、役場より、「浜中町住民税非課税世帯等重点支援給付金」についてお知らせいたします。

町では、住民税が課税されていない世帯を対象に浜中町住民税非課税世帯等重点支援給付金の受付をしております。対象と思われる世帯には、2月21日付けで確認書を送付しております。

申請は4月30日水曜日までですので、お手元に確認書がある方は忘れずに申請してください。詳しくは、広報はまなか3月号をご確認いただくか、役場健康福祉課社会福祉係 電話番

号 62-3331 までお問い合わせください。

以上で、お知らせを終わります。